破産手続終結

平成２２年（フ）第２１７５１号
神奈川県横浜市港北区下田町４丁目１―５―804、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区日吉本町２丁目21―19
破産者　田中　一弘
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０７７号
東京都大田区池上８―17―14、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区綱島東４丁目８―７―414
破産者　関口　博
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６６号
神奈川県平塚市御殿２―16―27、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市東中原１丁目11番25号
破産者　株式会社コートテック湘南
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９４号
神戸市東灘区田中町２丁目17番19号、従前の住所神戸市東灘区田中町２丁目17番２号
破産者　藤井司法書士事務所こと　藤井　渉
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３１号
静岡県浜松市中区中島４丁目２番13号
破産者　有限会社浜松アールエイチエフセンター
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
三重県松阪市日野町651番地
破産者　八ツ木幹彦
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２５５号
埼玉県新座市畑中１丁目11番24号
破産者　二反田　亮
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
茨城県潮来市日の出５丁目19番地１　県営日の出第２住宅58―１―１、申立時の住所茨城県鹿嶋市大字和546番地15
破産者　安保　正彦
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１６４号
長野県上田市上丸子1410番地４
破産者　下村　忠永
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１７４３号
愛知県東海市高横須賀町葭山６番地の１
破産者　芝　好弘
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
島根県大田市久手町刺鹿846番地21
破産者　小笠原修司
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１３６号
北海道室蘭市輪西町２丁目２番12号
破産者　今井　春雄
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
釧路市美原２丁目６番3208号
破産者　伊良　利治
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２２２号
釧路市春採２丁目25番７号　丹野ハイツＢ―２
破産者　荒町　敏夫
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６３８号
横浜市港南区下永谷５丁目70番16号
破産者　勝部　恒夫
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０４号
愛知県豊橋市東細谷町西島５番地３、開始決定時の住所静岡県湖西市岡崎541番地の１
破産者　長谷川敎子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
静岡県浜松市浜北区根堅1976番地の３、開始決定時の住所静岡県湖西市岡崎538番地
破産者　長谷川健一
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係